

(行政報告)

蓮田都市計画事業白岡駅東部中央土地区画整理事業に係る課題
への対応方針について

都市整備部

都市計画道路白岡駅東口線及び白岡宮代線は、白岡駅東口の駅前広場につながる一連の路線であり、令和7年度の開通を目指しております。

しかしながら、一部の権利者の方について、建築物等の移転協議に応じただくことができていないことから、白岡駅東口線とその周辺街路の工事が停滞している状況となっております。

この状況が続いた場合、白岡駅東口線は、白岡宮代線と同時期の開通とすることができず、市内交通網の整備効果を十分に発揮することが困難となります。また、周辺の土地（仮換地）の使用開始時期についても遅れが生じ、本事業全体の遅延につながる事となります。

このため、令和5年度からは、市（施行者）が自ら建築物等の移転又は除却を行う、土地区画整理法（以下、「法」という。）第77条に基づく「直接施行」を検討してまいりました。

その結果、市では、対象となる権利者の方との協議移転の成立を最優先とし、合意形成に努めることとしながらも、本事業を計画的に推進するため、直接施行に係る手続を並行して進める方針といたしました。

なお、対象となる権利者の方の合意が得られない場合、令和6年度には、法に基づいて、移転対象の建築物や移転の期限等を通知していくこととなります。その後、移転期限が過ぎますと、市が移転又は除却の工事を行いますが、その時期は令和7年度となる見込みです。

今後の直接施行の手続に当たっては、対象となる権利者の方に対し、事前に口頭での説明又は文書等による情報提供を行い、移転の期限までに直接施行の実施を回避できるよう努めてまいります。